

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

路 線 名	県道さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	入間郡三芳町大字上富字八軒家二一 ○二番一地从先から同郡同町大字上富 字八軒家二一○二番一地从先まで
供用開始の期日	令和八年五月十五日
備 考	令和八年四月三日付け埼玉県 川越県土整備事務所長告示第 十一号で告示した道路予定区 域の供用開始である。